

令和5年2月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和5年2月総会議事録

1 日 時 令和5年2月15日(水) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第3号 農地転用の事業計画の変更について (1件)
- 第4号 農業振興地域計画の変更について (1件)
- 第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権11件・農地中間管理事業に係る利用権17件)
- 第6号 農地の権利取得後における下限面積(別段の面積)の廃止について

報告事項

- 1 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)
(11件・農地中間管理事業に係る合意解約2件・
農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更12件)
- 2 公共事業の施行に伴う農地の転用について (2件)
- 3 その他
 - ・令和5年度定例総会開催予定日について
 - ・次回総会 3月15日(水) 午前9時30分から 市役所3階会議室
 - ・現地調査 3月 7日(火) 予定

4 出席委員(18人:議席順)

- | | | |
|---------------|--------------------|-----------|
| 2番 藤川 久志 | 3番 大田 寛治 | 4番 林 一志 |
| 5番 深水 一男 | 6番 河野 八千代 | 7番 高林 司 |
| 8番 名和田 栄治 | 9番 大田 裕美 | 10番 大汐 光晴 |
| 11番 岡島 史真 | 12番 林 弘幸 | 13番 岡本 勇二 |
| 14番 木村 正雄 | 15番 中野 晴人 | 16番 末永 恵子 |
| 17番 山近 洋祐 | 18番 松田 昭洋(会長職務代理者) | |
| 19番 大野 耕作(会長) | | |

5 欠席委員(1人)

- 1番 野中 保志

6 農業委員会事務局職員

事務局長 角谷 隆士

事務局長補佐 坂倉 幸三

書記 北村 実瑛

7 会議の概要

議 長 令和5年2月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(会長)

挨拶 (挨拶)

議 長 本日の付議事項は、議案が6件、報告事項2件でございます。

慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、1月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長 それでは、ただ今から令和5年2月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名です。本日の出席委員は18名、欠席委員は1名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

9番、大田裕美委員、10番、大汐光晴委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年2月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字深川湯本字●●●、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は519㎡。

譲受人は、大阪府吹田市●●区▲丁目▲▲番▲▲●▲▲▲号、●●●●さん。

譲渡人は、宇部市大字●●▲▲番地▲▲▲、●●●●●●●、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、空き家バンクを利用し購入予定の家屋に付帯した畑であるため取得したい。譲渡人は、不在地主で管理もできないため、隣接する家屋と一緒に売却したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 2 ページをご覧ください。JR 美祢線長門湯本駅から南西へ約 2.2km に位置し、空き家に付随する農地として登録された農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の空き家に付随する農地の 0.01 アール以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当、7 番、高林委員、補足説明をお願いいたします。

7 番

7 番、担当の高林です。

この議案は、昨年 11 月 30 日に現地確認し、12 月の総会で発表いたしました。今回は、家と家の横にある畑を購入されます。畑には現在、榊、柚子が植えてあり、今後は家庭菜園をされる予定です。

長門市空き家に付随した農地の取扱い基準に沿い、農地の利用計画書、営農計画書、耕地の誓約書、または、農機具の購入予定があり、別に問題はないと思います。

以上です。皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いしたいと思います。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。
よって、本件は、許可をすることに決定をいたしました。
引き続き、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、説明に入ります。
補佐 番号2。
土地の所在、大字油谷伊上字●●●、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、
現況ともに田、面積は526㎡。ほか1筆。
譲受人は、油谷伊上▲▲▲▲番地、●●●●さん。
譲渡人は、宇部市大字●●●▲▲▲▲番地▲▲、●●●●さん。
権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、耕作規模拡大のため、住居から近く利用耕作上、便利であるから譲り受ける。譲渡人は、相続により取得した農地であるが、現在、宇部市に居住しており、将来も自作する見込みはないので譲渡する。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。JR山陰本線伊上駅から東へ約170mに位置する農地です。
また、5ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の3,000㎡以上の要件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の18番、松田委員、補足説明をお願いいたします。

18番

18番、松田でございます。

2月7日、大野会長、事務局、塩瀬推進委員と、現地調査をいたしました。

ただ今、事務局から話がありましたように、このほ場は、大きいのと小さいのと、ひし形で、道路沿いにあります。道路と●●線の間にあります。

現在までは、耕作放棄地となっております。

●●さんは、先ほど説明がありましたように、相続で受取られた、所有権を持たれている方でございますけれども、こちらの方には、いっさい帰ってきておられません。●●さんの家は、この道路を挟んで向かい側にありまして、反対側の近いところにあります。

そういうことで、この物件に関しましては、所有権移転に、何ら問題もないと思います。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続いて、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請につい

事務局長
補佐

て、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

それでは、説明に入ります。2ページをご覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年2月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字日置中字●●、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は570㎡。

権利の種類は、使用貸借による権利の設定です。

借受人は、日置上▲▲▲▲番地、●●●●▲棟▲号、●●●●さん。

貸付人は、日置中▲▲▲▲番地▲、●●●●さんです。

転用の目的は、農家用住宅です。

理由としまして、借受人が、現在、借家に居住しており、子供の成長に伴い手狭になり今後の生活を考慮して、住宅を建築することにした。貸付人は、借受人である子からの要請があり、応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び6ページをご覧ください。JR山陰本線長門古市駅から西北西へ約850mに位置する農地です。

また、7ページには公図、8ページから10ページには土地利用計画図等を添付しております。

なお、8ページ、土地利用計画図の補足ですが、建物の西側の点線が駐車場、建物の東側が家庭菜園となっております。

また、建物南側のスペースは、来客用駐車場及び田植え時期の苗置場に利用する予定とのことです。

ここで、「農地法審査基準」4ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、過去に農業公共投資の対象となった農地で、農地法施行令第12条第2号が規定する第1種農地に該当します。

原則、転用が認められませんが、本件は農地法施行規則第33条第4号が規定する、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置するものに該当し、許可可能案件であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、

全額借入での対応ということで、金融機関の融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2)被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により既存の農業用排水路に放流し、汚水については公共下水道により処理するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 12 番、林委員、補足説明をお願いいたします。

1 2 番

12 番、林です。

この案件の補足説明といたしましては、昨年、10 月総会の、議案第 2 号、番号 5 で説明したとおりでございます。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 3 号、農地転用の事業計画の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明に入ります。3 ページをご覧ください。

議案第 3 号、農地転用の事業計画の変更について。

農地法施行細則第 6 条の規定により、下記事業計画変更承認の申請があったので意見を求める。

令和 5 年 2 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

令和 3 年 5 月の総会でお諮りした案件で、令和 3 年 5 月 14 日付けで許可をしております。

土地の所在は、大字仙崎字●●●、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 2,295 m²。

申請人は、広島市●区●●●▲丁目▲番▲▲号、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●さん。

変更の区分は、工事の期間の変更となります。

当初計画では、令和 5 年 5 月 13 日までに工事を完了する予定でしたが、機器部品等が世界的に不足しており、資材の納入が大幅に遅れ、当該施設設置工事が予定期間内に完了できないため、工期を延長したい旨の事業計画変更承認申請となります。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 11 ページをご覧ください。

また、12 ページには、土地利用計画図を参考として添付しております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する、5 番、深水委員、補足説明、ご意見等ございましたら、お願いをいたします。

5 番

5 番、仙崎地区担当の深水です。

2 月 7 日に、現地調査を行いました。

この、備考欄に書いてあるように、令和 3 年の 5 月にですね、一応、許可済みの案件でございます。

そして、先ほど事務局の方が言われたように、資材が入らないということで、工事が遅れるということで、問題はないと思っております。

皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

続きまして、議案第 4 号、農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。4 ページをご覧ください。

議案第 4 号、農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、長門市農業振興地域整備計画を一部変更することについて意見決定を求める。

令和 5 年 2 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

この議案につきましては、申請地が農業振興地域の農用地区域内にあることから、今回、除外申請を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められているものです。

今回の計画の変更に当たっては、農業振興地域整備計画の変更に係る基準ということで、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件をすべて満たす必要があります。

それでは、説明に入ります。

土地の所在、大字向津具下字●●、地番▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 803 m²のうち、除外面積 803 m²です。

申請者は、油谷向津具下▲▲▲▲番地▲、●●●さん。

除外の理由は、農家用住宅の建築です。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 13 ページをご覧ください。申請地は、長門市役所向津具出張所から南西へ約 2.9 km に位置する農地です。

14 ページには公図を、15 ページから 17 ページには、それぞれ土地利用計画図及び平面図を添付しています。

ここで、「農地法審査基準」16 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律、第 13 条第 2 項各号の要件について、説明いたします。

1 号については、農家用住宅を建築することが必要かつ適当であり、農用

地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4号については、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5号については、土地改良事業の対象とはなっていないため非該当。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

また、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度については対象外農地であり、問題はないと認められます。

次に、除外後の農地転用については、原則転用できない第1種農地となりますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、転用可能であると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

本件について、当地区担当10番、大汐委員、補足説明、ご意見等がありましたら、お願いをいたします。

10番

10番、大汐です。

2月7日、会長、事務局と、井上推進委員と現地調査を行いました。

現地につきましたは、この数年間、草刈り程度の管理をされていたそうなのですが、作物等の耕作はございませんでした。

この土地の現所有者は、現在、●●在住の●●さんですけれども、帰って管理をするということは、あまりされておられないというようなことを聞いております。

また、●●さんですけれども、●●●●の方の最適化推進委員をやっていたいておる方で、今後この●●●●の中で、中核的に農業をされ、また今、塩で色々な事業展開をされておられますが、中心的な方が居住して、この農地をまた守っていつてくれるというお話もしていただいたので、心強いと思います。

それと、この農振につきましたは、いろいろな審査基準を事務局の方から説明がありましたけれども、全て該当し、●●さんとも話をしておりますが、周辺の農地も今後、荒廃するところもあります。しかし、そこを拠点にして開墾なり、管理していくと言われていましたので、何ら問題ない

と思います。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いしたいと思います。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件農地を、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件につきましては、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意すると決定をいたします。

続きまして、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。5 ページをご覧ください。

議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和 5 年 2 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和 5 年 3 月 1 日の公告となります。

まず、従来からの利用権設定でございます。

賃貸借ですが、三隅地区が、1 件 2 筆の 3,736 m²、日置地区が、1 件 1 筆の 1,841 m²、油谷地区が、4 件 10 筆の 19,119 m²です。

合計で、6 件 13 筆の 24,696 m²となります。

使用貸借については、三隅地区が、1 件 1 筆の 2,552 m²、長門地区が、3 件 3 筆の 4,742 m²、油谷地区が、1 件 1 筆の 229 m²です。

合計で、5 件 5 筆の 7,523 m²となります。

合計しますと、三隅地区が、2 件 3 筆の 6,288 m²、長門地区が、3 件 3 筆の 4,742 m²、日置地区が、1 件 1 筆の 1,841 m²、油谷地区が、5 件 11 筆の

19,348 m²。

総計で、11 件 18 筆の 32,219 m²となります。

詳細につきましては、6 ページ以降をご覧ください。

次に、8 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、1 件 1 筆の 1,683 m²、日置地区が、9 件 23 筆の 45,108 m²、油谷地区が、4 件 5 筆の 8,343 m²。

合計が、14 件 29 筆の 55,134 m²となります。

使用賃貸借ですが、長門地区が、3 件 3 筆の 5,695 m²となります。

総計で、長門地区が、4 件 4 筆の 7,378 m²、日置地区が、9 件 23 筆の 45,108 m²、油谷地区が、4 件 5 筆の 8,343 m²。

総計で、17 件 32 筆の 60,829 m²となります。

詳細につきましては、9 ページから 11 ページをご覧ください。

基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、ご意見がありましたら、合わせてご発言をお願いしたいと思います。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

続いて、議案第 6 号、農地の権利取得後における下限面積、別段の面積の廃止について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。12 ページをご覧ください。

議案第 6 号、農地の権利取得後における下限面積、別段の面積の廃止について。

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 2 項第 5 号については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）第 5 条の規定により削除されることとなり、改正法の施行日、令和 5 年 4 月 1 日以降、改正前の農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する面積の要件は適用されないこととなっております。

このため、下記の下限面積、別段の面積について廃止を提案いたします。

令和 5 年 2 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

現在、本市におきましては、油谷向津具上、油谷向津具下及び油谷川尻地区において 10 アール、その他の区域については 30 アール、空き家に付随した農地については 0.01 アールの下限面積、別段面積を設定しております。

先ほどの提案のとおり、これら下限面積の根拠となる農地法の条項が削除されることから、これらの設定を廃止するものです。

説明は、以上です。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

本件について質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（質問、意見なし）

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告事項 1 について、事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長

それでは、説明に入ります。13 ページをご覧くださいと思います。

報告事項 1、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、通常の利用権設定に係る合意解約でございます。

番号 1。

通知者ですが、貸付人は、日置中▲▲▲▲番地、●●●●さん。

令和5年1月9日に受理通知をしております。

ほか1件の公共事業の施行に伴う農地一時転用となります。

以上でございます。

議 長

ただいま、事務局より報告事項3についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、その他の報告事項について、説明をお願いいたします。

(補足説明、意見なし)

事務局長

それでは、別添資料をご覧くださいと思います。

令和5年度定例総会開催予定日及び申請締切日の一覧表でございます。

12月に開催いたしました、農地利用最適化推進地区別会議で、素案をお示しいたしましたが、委員の皆様のご意見を伺い、決定をいたしましたところでございます。お目通しをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、家畜市場をはじめとした他の行事等との兼ね合いで、日程が変更になる可能性もございますが、その際はご了承いただけたらと思います。

以上でございます。

議 長

ただ今、事務局から、その他の報告事項について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐

まず、次回の農業委員会定例総会ですが、3月15日、水曜日、9時30分から開催いたします。

なお、会場につきまして変更がございます。

通常とは異なり、市役所3階の会議室で開催いたしますので、ご注意ください。

なお、現地調査につきましては、3月7日、火曜日を予定しております。該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等連絡しますので、ご立会を、よろしくお願いいたします。

それから、冒頭で会長の方からご案内がございましたが、2月21日、22

日に開催を予定しておりました、農地利用最適化推進地区別会議でございますが、議会等の都合により、今回は、中止させていただくことといたしました。

資料等につきましては、本日、郵送にて皆様方に発送させていただく予定になっておりますので、お目通しいただけたらと思います。

事務連絡については、以上となります。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れでございました。

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和5年2月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 大 田 裕 美

議事録署名委員 大 汐 光 晴